

(利用料)

区分\使用者	市民（営利目的以外で使用する者に限る。）	市民以外の者及び営利目的で使用する市民
会議室	1時間までごとに 250 円	1時間までごとに 330 円

要件		減免率
(1)	国又は地方公共団体の機関が防災、防疫又はその訓練のために使用するとき。	全額
(2)	施設を管理する課又は指定管理者が自主事業等に使用するとき。	全額
(3)	市内の公共的団体等が、地域住民全体の福祉の向上や、地域社会の維持、形成に資する活動及びその運営並びに設営に使用するとき。	全額
(4)	75歳以上の市民が使用するとき。	1 / 2
(5)	身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けている市民が使用するとき。	1 / 2
(6)	市内の中学生以下の子どもが使用するとき。	1 / 2
(7)	前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。	市長が定める率

備考 団体利用の場合は、団体の構成員の半数が（４）から（６）に該当する場合に限る。

冷暖房を利用するときは、実費相当額を徴収する

区分	使用料	
冷暖房設備	1時間までごとに	100円

※冷暖房の利用料については減免されない。